

## 都区協議会における区長会会長発言要旨（平成31年1月30日）

今年度の都区財政調整協議は、平成31年度税制改正において、「都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展する」という名目のもと、地方法人課税の更なる見直しが行われるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨んだ。

協議の結果、首都直下型地震など大規模災害への備えという視点から提案を行い、水害対策経費や災害用食料の備蓄など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや、調整税の減収補填対策、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

また、児童相談所関連経費については、平成32年度の開設を予定している区の政令指定申請が間近に迫っており、その他の区も、開設に向けて準備を進めているところであるが、今回の協議では、関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。

協議の中でも申し上げたとおり、特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に、財調の算定内容に反映されなければならない。

来年度の協議では、基準財政需要額への算定など、具体的な提案を行うこととなる。特別区における、児童相談所の開設準備及び運営が円滑に進むよう、是非とも前向きな対応をお願いしたい。

来年に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している状況である。都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならないと考えている。

940万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。